

補助金調書

補助金名	福岡市暴力追放推進協議会事業補助金		担当課 (連絡先)	市民局生活安全部防犯・交通安全課 (TEL: 711-4054)		
交付先	■ 団体	福岡市暴力追放推進協議会	区分	その他の補助金		
交付先決定方法	■ 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	福岡市暴力追放推進協議会は、一切の暴力を追放し、明るい福岡市を作るため暴力追放運動を強力に推進することを目的としている。この目的を遂行するために、本市をはじめとして、市内の各行政機関や各種団体、企業等の代表者総勢69名で構成されており、このような団体は他にないことから、本補助金は公募に馴染まないものである。					
補助開始年度	昭和40	年度	経過年数	59	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】一切の暴力を追放し、明るい福岡市を実現するために暴力追放運動を強力に推進すること。</p> <p>【対象事業】</p> <p>(1) 暴力絶滅思想の普及宣伝に関する事業 (2) 暴力絶滅に必要な情報の収集及び提供に関する事業 (3) 捜査機関への協力に関する事業 (4) 保護更正機関との連絡調整に関する事業 (5) その他、この協議会の目的達成に必要な事業</p>					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	県内には、全国25団体の指定暴力団のうち、5団体があり、全国最多である。本市内においては、四代目福博会の本部が所在し、六代目山口組傘下組織及び神戸山口組傘下組織が活動の拠点としている。このことから、継続的な暴力団排除機運の醸成が必要であり、補助金の継続が必要である。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	■ その他	<p>【補助対象経費】</p> <p>補助対象事業の実施に要する以下の経費</p> <p>(1) 暴力追放活動推進費 (2) 会議費 (3) 事務局経費</p> <p>【補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>予算の範囲内で市長が決定する</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	405 千円	405 千円	404 千円	405 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力追放に関する広報啓発 ・暴力追放推進協議会総会の開催 					
補助金交付 による効果	福岡市における市民、事業者、警察、行政等が協力して暴力追放活動の実施、暴力追放の意識の高揚を図ることができる。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。